

# OKIDOKI KIDS 会則（規約）

## 第1条（名称）

本団体は **OKIDOKI KIDS**（以下「本会」という）と称する。

## 第2条（事務局）

本会の事務局は、代表者の指定する場所に置く。

## 第3条（設立年月日）

本会の設立年月日は **2025年11月1日** とする。

## 第4条（目的）

本会は、地域の子どもおよび家庭を支援し、安心して学び・食べ・つながれる機会を提供することを目的とする。

## 第5条（活動内容）

本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 子どもの居場所づくりおよび学習支援活動
2. 食支援活動（パン・軽食等の提供および配布）
3. 地域交流イベントの企画および運営
4. その他、目的達成に必要な活動

## 第6条（役員）

本会に次の役員を置く。

- 代表 1名
- 会計 1名

役員任期は1年とし、再任を妨げない。

## 第7条（代表）

代表は本会を代表し、会務を統括する。

また、金融機関における口座開設等の対外的手続きを行う。

## 第8条（会計）

会計は、本会の収支を管理し、会計帳簿を作成する。

支出に係る領収書等の証憑を保管するものとする。

## 第9条（意思決定）

本会の重要事項は、代表および運営メンバーの協議により決定する。

協議は対面またはオンラインで行うことができ、

決定内容は記録として残す。

## 第10条（収入）

本会の収入は、次のものをもって充てる。

1. 寄付金
2. 助成金および補助金
3. 事業収入
4. その他の収入

## 第11条（支出）

本会の経費は、目的達成に必要な範囲で支出する。

1万円以上の支出については、事前に代表および会計の承認を得るものとする。

## 第12条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第13条（会則の変更および解散）

本会則の変更および本会の解散は、

代表および運営メンバーの協議により決定する。

解散時に残余財産がある場合は、協議のうえ適切に処分する。

## 附則

本会則は2026年1月19日より施行する。

## 団体情報

団体名：OKIDOKI KIDS

代表者氏名：金城 有香

住所：沖縄県嘉手納町字水釜405-7 KTアパート#C

会計担当者氏名：金城 秀一郎

住所：同上

代表署名：\_\_\_\_\_ 印

会計署名：\_\_\_\_\_ 印